

小学校
**図画工作
授業基本**

学習指導要領等に基づいた授業のために

令和3年3月
奈良県教育委員会事務局学校教育課

小学校 図画工作授業の基本 学習指導要領等に基づいた授業のために

はじめに

改訂された学習指導要領が平成29年に告示され、令和2年度から小学校で全面実施となりました。この機会に、図画工作の授業を学習指導要領等と照らし合わせながら確認することは、児童の学びを確実なものにする指導と評価につながると考えます。全ての教科等を一人の教員が担当する、小学校の学級担任制において、校内で連携・協力し、教員集団としてより効果的な指導を行うことが必要になります。図画工作の題材は無数にあり、指導方法も様々ですが、教科の本質に迫るためには基本的な内容を十分に理解した上で授業を組み立てなければなりません。一人で多様な題材の授業づくりを進めることは実際的ではありません。

今回、「授業の基本」という形で図画工作の授業の要点を簡略にまとめました。全ての内容を網羅するものではありませんが、一人でも多くの先生方に御覧いただき、図画工作の授業についての共通理解が深まることを願います。

概要について

全体を5つの確認事項としてまとめました。授業の計画・実施・評価を進めていく際に特に意識すべき点です。その都度、確認できるように項目ごとに、質問形式で示しています。

- 学習指導要領等の確認
- 学習指導計画等の確認
- 学習内容等の確認
- 学習評価等の確認
- 教科書・教材等の確認

■ 参考資料<データ添付>

参考資料①…教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表（小学校学習指導要領解説図画工作編から抜粋）

参考資料②…指導計画の作成と内容の取扱い（小学校学習指導要領解説図画工作編から抜粋）

参考資料③…学習指導年間指導計画表（参考例）

参考資料④…評価の観点及びその趣旨（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）別紙4から抜粋）

参考資料⑤…学習指導案（参考例）

各種資料の紹介

小学校 学習指導要領（平成29年告示）平成29年3月告示

https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf

小学校 学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 平成29年7月

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2019/03/18/1387017_001.pdf

小学校 学習指導要領（平成29年告示）解説 図画工作編 平成29年7月

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2019/03/18/1387017_008.pdf

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）平成28年12月21日

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902_0.pdf

児童生徒の学習評価の在り方について（報告）平成31年1月21日

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2019/04/17/1415602_1_1_1.pdf

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）平成31年3月29日

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編 令和元年6月

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-01.pdf

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校 図画工作 令和2年3月

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r020326_pri_zugak.pdf

■学習指導要領等の確認

●「学習指導要領」は読みましたか？

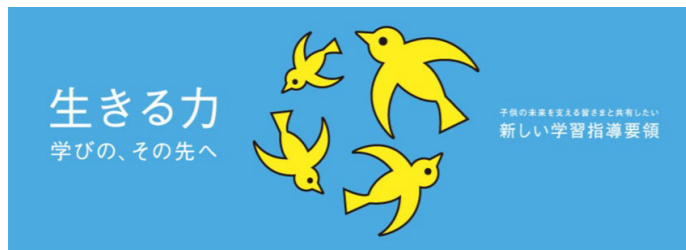
「学習指導要領」の内容は、一読して全てを理解できるものではありませんが、小学校においては全ての教科等の内容について把握しておくことが大切です。繰り返し読み込むことで理解が進み、身に付いていくものとして捉えましょう。その都度確認しながら学習指導を進めることで、「学習指導要領」の趣旨の実現を目指しましょう。

ー参考・学習指導要領についてー

「学習指導要領」は全国どこの学校でも一定の水準が保てるように、文部科学省が定めている教育課程の基準です。学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあります。国際化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、児童たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しが行われ、およそ10年に1度改訂されています。

平成29年に告示された「学習指導要領」は、引き続きこれまで大切にされてきた「生きる力」の育成を目標とし、新しい時代を生きる児童たちに必要な力が三つの柱で整理されています。

内容は、前文に始まり、「総則」、「各教科」、「特別の教科 道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」で構成されており、その他に「教育基本法」や、「中学校学習指導要領」、「幼稚園教育要領」等も掲載されています。



● 小学校学習指導要領	
● 前文	15
● 第1章 総 則	17
● 第2章 各 教 科	28
● 第1節 国 語	28
● 第2節 社 会	46
● 第3節 算 数	64
● 第4節 理 科	94
● 第5節 生 活	112
● 第6節 音 楽	116
● 第7節 図画工作	129
● 第8節 家 庭	136
● 第9節 体 育	142
● 第10節 外国語	156
● 第3章 特別の教科 道徳	165
● 第4章 外国語活動	173
● 第5章 総合的な学習の時間	179
● 第6章 特別活動	183

出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

●「学習指導要領 解説」は読みましたか？

「学習指導要領」においては、教育全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しており、詳細な内容については触れられていません。そのため、実際の運用を各学校が創意工夫したり、一人一人の先生が手腕を発揮したりすることができます。しかし、抽象的な記述ばかりでは、その趣旨が理解しにくくなり、学校によって解釈に相違が出てくることが考えられます。そこで、文部科学省が「学習指導要領」の意味や解釈など詳細に説明するために発行しているのが、各教科等の「学習指導要領 解説」です。具体的な内容や事例が示されていますので、確認しましょう。

●「学習指導要領 解説 図画工作編」は読みましたか？

図画工作の「学習指導要領」及び「解説」においては、必ず行わなければならない題材が示されているわけではありません。そのため、学習指導計画や題材設定は、各学校で児童の実態や学校・地域の状況に合わせて行うことが必要になります。「解説」では「学習指導要領」の記述内容についての解釈や具体例が示されていますので、図画工作の学習指導を進める上での参考にしましょう。

ー参考・学習指導要領解説 図画工作編についてー参考資料①②

図画工作の「解説」には、「学習指導要領」の内容が「教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」としてまとめられています（「解説」P.146～P.148）。一目見て分かりやすく整理されているので、手元に置いて活用することができます。

教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表 (小学校図画工作科)

目標	内容
第1 目標	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
第2 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第3 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第4 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第5 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第6 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第7 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第8 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第9 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力
第10 目標	図画の表現力、観察力、表現力
	図画の表現力、観察力、表現力

参考資料①

図画工作の指導計画の作成と内容の取扱い(小学校図画工作科)

学年	指導計画の作成と内容の取扱い
1	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
2	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
3	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
4	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
5	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
6	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
7	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
8	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
9	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。
10	図画及び造形の活動を通して、芸術的表現力・考え方を働かせ、生活や社会の中で自分自身と他者と関わりあふ心を育て、能力を高めようとする意欲を養う。

参考資料②

●「学習指導要領」に基づいた学習指導計画が作成されていますか？

→■学習指導計画等の確認へ…

■学習指導計画等の確認

●自校の学習指導計画が確認できますか？

当面の授業で取り扱う題材があれば、なんとか学習を進めることができるかもしれませんが、しかし、全体の計画がなければ、児童の資質・能力の育成も不透明なものになります。毎年度、新たな計画を作成することは実際的ではありません。これまでに学校で蓄積されたものを活用し、当該児童の学びに資する計画となっているか、確認しましょう。

●学習指導計画又は学習指導案にはどのような内容が記載されていますか？

図画工作では特に事前の準備や事後の処理も含めた計画が必要となります。学習指導計画や学習指導案について、形式は簡略なものでかまいませんので、教員間で共有できる内容が記載され、継続して活用できるものであるか点検しましょう。小学校の題材名は児童の興味関心をひきつける魅力的な題材名が付けられることも多くありますが、それらを列挙してあるだけでは有効な計画としては捉えにくいものになります。

題材名と合わせて、必要な情報をどれだけ、どのように残していくかを学校全体で検討し、活用していく体制を形成することが大切です。

●学習指導要領の趣旨に基づいた計画になっていますか？

各学年における授業時数については定められた標準時数が確保されていますか？

学校教育法施行規則第51条における別表第一に示された図画工作の授業時数を確認しましょう。

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	図画工作	68	70	60	60	50	50

各学年の全ての内容が確実に実施されていますか？

図画工作の内容には、「A 表現」及び「B 鑑賞」があります。指導においては相互の関係を図るようにし、指導の効果を高める必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて「B 鑑賞」の指導について独立して行うことができます。

また、「A 表現」には「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」があります。全ての内容を適正に配列した計画を立てましょう。

2学年間を見通して指導する計画となっていますか？

図画工作は、学年の内容が2学年まとめて示されています。学習指導要領においても、「第1学年及び第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」と示されています。

発達の段階に応じて取り扱う材料や用具について考慮されていますか？

表のように各学年における材料や用具についての取扱いが示されていますが、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりします。

学 年	材料・用具について
第1学年及び第2学年	土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。
第3学年及び第4学年	木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。
第5学年及び第6学年	針金、糸のこぎりなどを用いること。

－参考・年間指導計画について－参考資料③（抜粋）

学校名：〇〇町立〇〇小学校		作成時期：〇〇年更新					
第1学年 図画工作 年間指導計画		指導教員：〇〇 〇〇					
時期	時間数	題材名	A表現				B鑑賞
			造形遊び	絵	立体	工作	鑑賞
4月	4	「かきたいものなあに（上）」（四つ切り画用紙、クレヨン）		3			1
	2	「ちょきちょきかざり（上）」（折り紙、はさみ）				1.5	0.5
5月	4	「ねんどとなかよし（上）」（粘土）	3.5				0.5
		※教室にビニールシートを敷いて活動する。					
	4	「はこでつくったよ（上）」（箱、はさみ、のり、セロハンテープ）			3.5		0.5
6月	6	「おはなしからうまれたよ（上）」		5			1
		（四つ切り色画用紙、折り紙、クレヨン、ペン、はさみ、のり）					
		※クレヨン、ペンによる描画と折り紙による貼り絵の併用。					
	1	「いろんななかおのほとけさま」（仏像図版）					1
	6	「じぶんだけのたからばこ」（箱、接着剤、セロハンテープ）				5	1
7月		※身の回りの様々な素材を利用した宝箱の制作。					
	6	「みんなでなににする？」		5			1
		（厚紙、はさみ、のり、鳥の子紙、インク、ローラー、ばれん）					
		※共同して版で表す活動。					
	68	68	9	14	10	25	10

この例のように、「A 表現」は領域を明確にすることで、題材の配列を計画的に行うことができます。「A 表現」と「B 鑑賞」の相互の関係を図るよう一つの題材の中に必ず鑑賞の時間を取り入れています。合計時間は学年の標準時数で計画しています。

■学習内容等の確認

●学習指導要領に示されている内容について意識していますか？

「A 表現」について

工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画されていますか？

共同してつくりだす活動を、適宜取り上げるようにしていますか？

児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにしていますか？

「B 鑑賞」について

児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりしていますか？

●〔共通事項〕を踏まえた学習指導計画になっていますか？

「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて十分な〔共通事項〕の指導が行われるように工夫をしていますか？

「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のAとIとの関わりに気付くようにしていますか？

〔共通事項〕のAの指導に当たって、各学年の配慮事項を確認していますか？

学 年	配慮事項
第1学年及び第2学年	いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。
第3学年及び第4学年	形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。
第5学年及び第6学年	動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

※必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

－参考・〔共通事項〕について－

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力です。

〔共通事項〕の内容は、自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する「知識」の育成に関するものと、様々な対象や事象について自分なりのイメージをもつ「思考力、判断力、表現力等」の育成に関するものです。〔共通事項〕の“共通”とは、「A 表現」及び「B 鑑賞」の2領域及びその項目、事項の全てに共通するという意味です。「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導においては、〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え、指導や評価を具体化する必要があります。

	ア「知識」	イ「思考力、判断力、表現力等」
第1学年及び第2学年	自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。	形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。
第3学年及び第4学年	自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。	形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。
第5学年及び第6学年	自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。	形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

●その他、配慮事項について確認しましたか？

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

作品などの特質を踏まえた「B 鑑賞」の指導について

低学年における他教科等や幼児教育との関連について

障害のある児童などへの配慮について

道徳科などとの関連について

児童の個性を生かした内容の取扱いについて

児童の思いを大切にされた指導について

互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導について

言語活動の充実について

創造性を大切にする態度について

■学習評価等の確認

●教育目標と観点別学習状況の観点について知っていますか？

平成29年改訂の学習指導要領において、知・徳・体にわたる「生きる力」を児童に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が三つの柱で整理されました。

教育目標・内容の整理		評価の観点
知識及び技能	何を理解しているか、何ができるか	知識・技能
思考力、判断力、表現力等	理解していること・できることをどう使うか	思考・判断・表現
学びに向かう力、人間性等	どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか	主体的に学習に取り組む態度

学校教育法第30条第2項

(略) 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

●図画工作における内容と評価の観点の関係について知っていますか？

図画工作科の目標や内容から整理すると表のようになります。

知識・技能	知識	〔共通事項〕(1)ア
	技能	「A表現」(2)ア・イ、〔共通事項〕(1)イ
思考・判断・表現	「A表現」(1)ア・イ、「B鑑賞」(1)ア	
主体的に学習に取り組む態度	各学年目標(3)「学びに向かう力、人間性等」	

●どのように評価規準を作成していますか？

「学習指導要領」に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及び趣旨」が作成されていることを理解した上で、評価規準を作成します。「評価の観点及び趣旨」については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）平成31年3月29日」の別紙4において示されています（参考資料④）。

詳細については、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターが発行している『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 図画工作 令和2年3月』に評価の事例等が掲載されていますので参考にしてください。

具体的には、「評価の観点及び趣旨」を基に、題材に即して具体的に評価規準を作成することが考えられます。

●学習指導計画や学習指導案はどのように作成していますか？

学習指導計画や学習指導案はその目的によって形式や内容には様々なものが考えられます。先にも触れましたが、学校内で共有でき、継続して活用できるものであるかということを考えながら、本来の目的である指導と評価について客観的に分かりやすいものであるか、計画・実行・評価・改善のPCDAサイクルを意識したものであるかなど、実際の利用場面を想定しながら、作成について全体で検討しましょう。くれぐれも、指導計画や指導案の作成が目的にならないようにしてください。

ー参考・学習指導案（参考例）についてー参考資料④⑤

ある程度共通した形式があることで、教員相互の連携が円滑に進むことが考えられます。参考までに、必要と思われる項目について示しています。参考資料⑤は校内用として作成したものです。参考資料④とともに確認してください。

- 学年
- 題材名・内容のまとまり
- 題材について
- 題材の目標
- 題材の評価規準
- 準備物
- 指導と評価の計画

※参考資料には本時案も記載しています。

参考資料⑤		6. 学習計画（全6時間）	
○立○小○学○校 第3学年 図画工作科学習指導案 作成者：○○ ○○		時間	○学習内容・●学習のねらい
1.	題材名『ギョギョコントンクリエイター』 ＜「絵や立体、工作」「鑑賞」＞（上：P.60,61、下：P.18,19,60,61）	1	○題材について理解する。 ○のこぎりの扱いを知り、木の切断を行う。
2.	題材について 木に触れて感じたことや想像したことから表したいことを見付け、適切にのこぎり、金づち、釘等を用いて表現したり、自分たちの作品の鑑賞を通じて見方・感じ方を広げたりする活動。	2	●道具を適切に扱う。 □指導内容・■評価方法【評価材料】 □題材について全体の計画を伝える。 □道具の使用方法和安全面についての指導を十分に行い、常に児童が意識できるように黒板に掛け図を掲示しておく。
3.	題材の目標 (1)知識及び技能 ・自分の感覚や行為を通して、形や色などの組み合わせによる感じが分かる。 ・木のこぎり、金づち、釘等を適切に扱うとともに、前学年までの木や接着剤などについての経験を生かし手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表す。 (2)思考力、判断力、表現力等 ・木を切ったり組み合わせたりして感じたことや想像したことから、表したいことを見付け、形や色などを生かしながら、どのように表すか考える。 ・自分たちの作品の造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げる。 ・形や色などの組み合わせによる感じを基に、自分のイメージをもつ。 (3)学びに向かう力、人間性等 ・選んで木を切ったり組み合わせたりして立体に表したり鑑賞したりする活動に取り組む、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を想像しようとする。	3	○切った木を並べたり組み合わせたりしながら、表したいことを見付け、どのように表すかについて考える。 ●木から発見した形や色から自分の表したいものを見付ける。
4.	題材の評価規準 I「知識・技能」 ・自分の感覚や行為を通して、形や色などの組み合わせによる感じが分かる。 ・木のこぎり、金づち、釘等を適切に扱うとともに、前学年までの木や接着剤などについての経験を生かし手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表す。 II「思考・判断・表現」 ・木を切ったり組み合わせたりして感じたことや想像したことから、表したいことを見付け、形や色などを生かしながら、どのように表すか考えている。 ・自分たちの作品の造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げている。 ・形や色などの組み合わせによる感じを基に、自分のイメージをもっている。 III「主体的に学習に取り組む態度」 ・つくりだす喜びを味わい選んで木を切ったり、接合したりして立体に表したり鑑賞したりする学習活動に取り組もうとしている。	4	□木から見付けた造形的な特徴を基に、自分の表したいものを見付ける事伝える。 □木の接合について、金づちや釘、接着剤等について説明する。 □必要に応じて作品例を提示する。 ■木材を重ねたり並べたりしながら、組み合わせによる形の感じに着目している様子を評価する。【活動・対話・作品】 ■自分の表したいことを見付け、どのように表すか工夫している様子を評価する。【観察・対話・作品・記述】
5.		5	○木を切断したり、金づちと釘、接着剤等を用いて接合したりし、表したいことに合わせて表し方を工夫する。 ●自分の表したいものを工夫して表す。
6.		6	○自分たちの作品を見て、感じ取ったり考えたりしたことを友人と話し合いながら、自分の見方や考え方を深める。 ●友達作品のよさや面白さに気付くとともに、自分の作品を大切に作る気持ちをもつ。
7.		その他（留意事項）	□思いのこもった作品や、工夫の見られる作品を取り上げ、活動を促進する。 ■適切に道具を扱う事ができている、表したいことに合わせて工夫して表す事ができているか評価する。【観察・作品】 ■自分のイメージをもちながら、自分の表したいことに合わせて考えながら表している様子を評価する。【観察・対話・作品】 □友人の作品のよさや面白さを自分の作品と比較するなどして、造形的な特徴と発想や構想の観点から、見方を広げる方法を示す。 ■木の形や組合せによる感じ等を基に、自分のイメージをもちながら、見方・考え方を広げている様子を評価する。【観察・対話・記述】 ■活動全体を通して、主体的に知識・技能、発想・構想の力を高めようとする態度を把握し、最後に評価する。【観察・対話・記述】
5.	準備物（用具や材料） 見 鑑：軍手 指導者：木材（地域提供）、のこぎり、金づち、釘（2種類）、木工用接着剤、万力、クランプ、紙やすり等		7. その他（留意事項） ・教科書では工作として扱っているが、道具の基本的な習得に重点を置いた本題材では立体として扱う。 ・作品は学校のガラス櫃に陳列し、事後も鑑賞できるようにし、他学年・保護者にも紹介する。

■教科書・教材等の確認

●教科書の有効な活用ができていますか？

□教科書を用いた授業を行っていますか？

教科書には「使用しなければならない」という使用義務があります。このことに関しては「学校教育法」にも示されていますが、図画工作の場合も同様に教科書を使った授業を行う必要があります。教科書の無償給与の趣旨を踏まえ有効な教科書の活用を心がけましょう。

－参考・教科書の使用義務について－

学校教育法第三十四条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

□教科書の検定等について知っていますか？

小学校の図画工作で使用される教科書は、文部科学省が検定を実施したもので、現在二つの発行者が作成したものが採用されています（開隆堂出版・日本文教出版）。教科書は発行者ごとに特色がありますが、教科書検定を行う際の審査の観点には、「学習指導要領」への準拠性や児童の発達段階への適応性、教材の客観性・公正性・中立性、内容の正確性があります。公立学校で使用する教科書の採択の権限についてはその学校を設置する教育委員会にあります。

□教科書の構造等について知っていますか？

教科書は「学習指導要領」に準拠したものになっていますので、その内容が反映されています。具体的には、育成する資質・能力の三つの柱が明確に示されている、造形遊びに関する活動、絵や立体、工作に関する活動、鑑賞のそれぞれの内容が網羅されている、材料や用具に関する説明があることなどが挙げられます。どちらの発行者の教科書も、それぞれに工夫を凝らした構造になっていることがわかります。取り扱う図版は異なりますが、児童の活動の様子や作品、作家等の作品等数多くの画像が掲載されていて、視覚的に興味をひくものになっています。

●発達段階に応じて、適切な材料や用具の指導を行っていますか？

「学習指導計画等の確認」でも触れましたが、「学習指導要領」では各学年において取り扱う材料や用具が示されています。教科書にも、それらの扱いについて取り上げて説明されています。図画工作を中心に、他教科等と関連を図り、計画的に安全で適切な材料や用具の扱い方について指導を行うことが求められます。児童が様々な学習場面で材料や用具を扱う機会を通して、十分に慣れ親しむことができるようにすることが大切です。

－参考・文部科学省「図画工作科で扱う材料や用具」－

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zukou/index.htm



出典：文部科学省ホームページ

●情報機器はどのように扱っていますか？

コンピュータ、カメラなどの情報機器については、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用することとされています。実際にもものに触れたり見たりすることが、図画工作の資質・能力の育成において重要であることも踏まえ、学習のねらいに応じて利用することが大切です。一人一台の端末整備が進む中で、図画工作においてどのように利用すれば効果的か考えていきましょう。

●安全への配慮は十分にできていますか？

造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとされています。安全な扱い方とは、実際に使う際の使い方だけでなく、片付けや管理方法も含まれます。活動場所については、事前の調査や、安全・衛生面の確認が必要です。常に危機意識をもち、安全管理に努める必要があります。